

別表第2（第9条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準 月額	加算基準月 額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び保護者の申請に基づき、同法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0円	0円
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100円	110円
C階層	当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250円	230円
D階層	市町村民税所得割課税世帯	所得割の年額が 3,000円以下	D1階層	2,900円	290円
		3,001～ 5,800円	D2 "	3,450円	350円
		5,801～ 8,700円	D3 "	3,800円	380円
		8,701～ 13,000円	D4 "	4,250円	430円
		13,001～ 17,400円	D5 "	4,700円	470円
		17,401～ 22,400円	D6 "	5,500円	550円
		22,401～ 28,200円	D7 "	6,250円	630円
		28,201～ 58,400円	D8 "	8,100円	810円
		58,401～ 75,000円	D9 "	9,350円	940円
		75,001～ 96,600円	D10 "	11,550円	1,160円
		96,601～ 121,800円	D11 "	13,750円	1,380円
		121,801～ 175,500円	D12 "	17,850円	1,790円
		175,501～ 221,100円	D13 "	22,000円	2,200円
		221,101～ 380,800円	D14 "	26,150円	2,620円
		380,801～ 549,000円	D15 "	40,350円	4,040円

		549,001～ 579,000 円	D16 "	42,500 円	4,250 円
		579,001～ 700,900 円	D17 "	51,450 円	5,150 円
		700,901～ 849,000 円	D18 "	61,250 円	6,130 円
		849,001～1,041,000 円	D19 "	71,900 円	7,190 円
		1,041,001 円以上	D20 "	全 額	徴収基準月額の 10%。 ただし、その額が 8,560 円に 満たない場 合は 8,560 円
備 考					
1 徴収月額の決定の特例 (1) A階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の対象者が、同時にこの表の徴収基準額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。 (2) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 (3) 対象者に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。 2 世帯階層区分の認定 (1) 認定の原則 世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行う。 (2) 認定の基礎となる用語の定義 ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を					

指すのであって、夫婦と対象者が同一家庭で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第 877 条に定められている直系親族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得割」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法により賦課される市町村民税の所得割（地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）をいい、「支援給付」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下「本通知」という。）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者等が属し、その徴収基準月額算定に当たり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、本通知の規定による調整方法を行うものとする。指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、

支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

- 3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 徴収基準額の特例

災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取り扱いをするものとする。